

令和元年度 奈良県 流域下水道 処理区別 市町村負担金 維持管理経費

単位:円

浄化センター		第二浄化センター		宇陀川浄化センター		吉野川浄化センター	
奈良市	2,165,521,060	大和高田市	174,915,260	宇陀市	110,162,920	五條市	115,601,135
大和郡山市	754,202,664	橿原市	732,288,340			吉野町	11,236,821
天理市	561,728,297	御所市	48,066,281			大淀町	85,180,091
桜井市	180,578,681	香芝市	272,122,648			下市町	9,895,709
生駒市	295,196,910	葛城市	242,057,424				
香芝市	37,717,237	高取町	5,664,905				
平群町	69,759,242	明日香村	31,133,587				
三郷町	124,483,079	上牧町	123,829,256				
斑鳩町	70,014,851	王寺町	129,933,262				
安堵町	26,147,869	広陵町	111,237,356				
川西町	52,992,528	河合町	108,704,252				
三宅町	32,045,330						
田原本町	186,299,621						
広陵町	78,854,456						
食肉公社他	7,619,444						
合計	4,643,161,269	合計	1,979,952,571	合計	110,162,920	合計	221,913,756

市町村負担金	4,643,161,269	市町村負担金	1,979,952,571	市町村負担金	110,162,920	市町村負担金	221,913,756
維持管理経費	3,285,000,000	維持管理経費	2,157,000,000	維持管理経費	427,000,000	維持管理経費	653,000,000
差引	1,358,161,269	差引	-177,047,429	差引	-316,837,080	差引	-431,086,244

433,190,516

134,875,268 ← 黒字還付

奈良市 633,431,979 円 (試算 1,358,161,269 × (2,165,521,060 ÷ 4,643,161,269))

46.64% 過払い

黒字 ⇒

市町村負担金計	6,955,190,516
維持管理経費計	6,522,000,000
差引	433,190,516

単位:円

有収水量	74,826,053	有収水量	30,356,222	有収水量	1,754,764	有収水量	3,424,047
処理原価	43.90	処理原価	71.06	処理原価	243.34	処理原価	190.71

※一般単価 54 × 1.1 = 59.4円(10月～)

実単価 6,955,190,516 ÷ 110,361,086m³ = 63.02円

63.02212825 110,361,086

## 下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

総額でも受益の限度(実費)を超えて(433,190,546円)負担させている。  
法を逸脱しているのではないか。

国土交通省水管理課・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室 回答文書を転記

ご指摘の複数処理区で統一単価を採用することも、総額として実費を超えない範囲内である限り、流域下水道管理者たる都道府県の裁量の範囲内と考える。(同地方公共団体内で複数の処理区がある公共下水道において広く一般的に採用されているところ。)

※私見

公共下水道については、地方自治法244条第3項に公の施設を利用することによって、不当な差別的な取り扱いをしてはならない。と規定されていることから上記統一単価の採用についての例示とはならないと考えられる。